仙北市スポーツ推進委員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 スポーツ基本法に基づき、「住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置」を実施するため、仙北市スポーツ推進委員(以下「委員」とする。)を地域に派遣し、運動のきっかけを作り、もって市民スポーツの推進を図る。

(事業対象)

- 第2条 事業を実施する対象は、次のとおりとする。
 - (1) 仙北市民でおおむね5名以上の団体・グループで、友人等との活動、スポーツ少年団指導 者会、各地区団体、企業等でのスポーツ教室及び地域の運動会など。
 - (2) 委員を派遣する場所は、以下のとおりとする。
 - ア 公共施設
 - イ 地域の会館や広場
 - ウ その他市長が認める施設等

(指導種目)

第3条 委員が指導する種目は、体力測定やストレッチ体操、ウォーキング、ペタンクやターゲット バードゴルフなどの軽スポーツ、その他市長が認めた種目とする。

(事業の実施)

- 第4条 事業の実施については、次のとおりとする。
 - (1) 派遣申請者(以下「申請者」という。)は、スポーツ推進委員派遣申請書(様式第1号)により 市長に委員の派遣を申請するものとする。
 - (2) 市長は、市民から委員の派遣申請があったとき、その内容を確認し妥当と判断した場合、 仙北市スポーツ推進委員長(以下「委員長」という。)へ委員の派遣を要請する。
 - (3) 委員長は、派遣する委員を決定し市長と当該委員へ通知する。派遣の決定を受けた委員は、事前に申請者と指導内容等について確認する。
 - (4) 派遣された委員は、実施した指導概要等をスポーツ推進委員派遣事業報告書(様式第2号) により、市長と委員長に報告するものとする。

(その他)

- 第5条 事業の実施にあたっては、次により行うものとする。
 - (1) 派遣する時間は最大で、指導者1人につき午前3時間又は午後3時間を基本とする。
 - (2) 派遣料は無料とするが、委員の入場料等の実費相当分は、申請者の負担とする。
 - (3) 派遣する業務内容は、実技指導とする。
 - (4) 派遣申請書は、実施日の3週間前までに市長あてに提出するものとする。
 - (5) 事業に必要な会場や用具等は、申請者が準備するものとする。
 - (6) 政治・宗教・営利を目的とする活動と判断したときは、委員を派遣しない。
 - (7) この要綱の目的に反する恐れがあるときや、委員の都合により派遣しない場合がある。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、仙北市スポーツ推進委員派遣事業実施要綱(平成24年 仙北市教育委員会告示第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の 相当規定によりなされたものとみなす。